

大津市防災対策推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第5条）

第2章 予防対策

第1節 防災に関するひとづくり（第6条 第8条）

第2節 防災に関するまちづくり（第9条 第11条）

第3節 自主防災活動の推進（第12条）

第4節 災害時要援護者への配慮（第13条）

第5節 情報の収集、提供等（第14条）

第6節 文化財の保護（第15条）

第3章 応急措置及び復旧対策

第1節 応急措置及び復旧対策の実施（第16条）

第2節 避難（第17条）

第3節 緊急輸送の確保（第18条）

第4節 災害ボランティア活動への支援（第19条）

第5節 帰宅困難者の支援（第20条）

第4章 復興対策（第21条 第22条）

附則

近年、各地域で頻発している災害を目の当たりにし、自分の身は自分で守ることや地域はみんなで守るという助けあい、支えあいの協力体制の強化の重要性が再認識されてきた。本市においても、大地震発生時には、市民の生命財産に甚大な被害がもたらされることが想定されている。いつ何時、いかなる自然災害に見舞われるかは予測不可能であるだけに、平穏な市民生活のみならず、長い歴史の中で受け継がれてきた古都・大津のまちや文化財等が、常にその脅威にさらされているといっても決して過言ではない。

こうした本市を取り巻く状況にかんがみ、これまで以上に、防災意識の高揚を図るとともに、災害が起こっても被害を最小限にとどめる、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのための具体的な予防対策を進めていく必要がある。

そしてなにより、地域社会における防災活動の基盤となる人と人のつながり、地域コミュニティの維持及び発展に取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、自らのことは自らで守る「自助」、身近な地域で支えあう「共助」、行政による「公助」の理念を念頭に置き、市民、事業者、行政が一体となって災害に立ち向かう決意を明確に示すとともに、それぞれの責務や役割を十分に理解し、その協働により地域防災力の更なる向上を図ることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害に関する予防、応急措置及び復旧並びに復興の各段階における市民、事業者及び市の責務及び役割を明確にするとともに、それぞれが個々に又は連携して推進すべき災害対策の

基本となる事項を定めることにより、災害に強く安心して安全に暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 防災対策は、市民が自らのことは自らで守る自助を原則とし、身近な地域で支えあう共助に努めるとともに、市がこれらの調整をしつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。

2 防災対策は、市民、事業者及び市がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、基本理念にのっとり、自ら災害に備えるため次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 地域における相互協力及び自主防災活動の推進

(2) 災害時に必要な飲料水及び食糧の備蓄並びに日用品その他避難生活において必要となる物品等の確保

(3) 市が行う防災対策への協力

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害に備えるため次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 事業所に来所する者(以下「来所者」という。)従業員等及び事業所周辺地域における市民の安全の確保

(2) 事業活動を継続し、又は再開するための計画の策定その他の危機管理体制の整備

(3) 地域の市民等(市民及び市民の組織する防災活動を行う団体をいう。以下同じ。)との連携及び協力

(4) 市が行う防災対策への協力

(市の責務)

第5条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るための諸施策を講ずるものとする。

2 市は、災害に迅速かつ組織的に対応することができる計画を策定するとともに、その対策を行うために必要な体制を整備するものとする。

3 市は、円滑な災害応急対策の実施に必要な体制を確立するため、事業者、他の地方公共団体等との応援協定の締結を推進するものとする。

4 前項に定めるもののほか、市は、災害対策を行うに当たっては、市民等、事業者、国、他の地方公共団体等との連携及び協力を努めるものとする。

第2章 予防対策

第1節 防災に関するひとづくり

(市民の役割)

第6条 市民は、自らが災害に対応する能力をはぐくむため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 防災に関する知識及び技術の習得

(2) 救急救命に関する知識及び技術の習得

(3) 自らが持つ災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承の後世への継承

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自らが災害に対応する能力をはぐくむため、防災に関する学習会及び訓練を積極的に継続して実施し、従業員等の防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

(市の役割)

第8条 市は、市民等が災害に対応する能力をはぐくむため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民、事業者及び市職員に対する防災に関する教育の充実
- (2) 消防団、自主防災組織(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。)、災害ボランティア(被災地及びその周辺の地域において自発的に被災者等を支援するボランティア活動及び当該ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるようにするための平常時のボランティア活動をする者をいう。以下同じ。)等への市民の加入又は参加の促進及びこれらの育成
- (3) 防災に関する啓発

第2節 防災に関するまちづくり

(市民の役割)

第9条 市民は、災害に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 自ら所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強
- (2) 地震による家具等の転倒を防止するための措置
- (3) その他自らが管理する施設の災害に備えた安全の確認

(事業者の役割)

第10条 事業者は、災害に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 自ら所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強
- (2) 自ら所有又は管理する建築物等の屋外に面している窓ガラス、タイル等及び広告物の落下を防止するための措置
- (3) その他自らが管理する施設の災害に備えた安全の確認

(市の役割)

第11条 市は、災害に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 市の管理する施設の耐震性の強化
- (2) 住宅、事業所等の建築物の耐震性を確保するための適正な指導及び相談並びに技術面からの支援
- (3) 建築物等の屋外に面している窓ガラス、タイル等及び広告物の落下を防止するための措置に関する知識の啓発
- (4) 道路に沿って設けられているブロック塀、自動販売機等の転倒防止措置等に関する啓発
- (5) 大学、研究機関等と連携した災害に強いまちづくりに関する調査及び研究の推進

第3節 自主防災活動の推進

第12条 市は、市民等の自主防災活動を推進し、及び育成するため、必要な支援及び協力を行うよう努めるものとする。

2 市民は、地域における自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、地域における自主防災活動を積極的に推進するため、その活動に協力するよう努めなければならない。

第4節 災害時要援護者への配慮

第13条 市民等、事業者及び市は、災害時に備え、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、傷病者、難病患者等で、災害が発生した場合において避難等に援護を要するものをいう。以下同じ。）に配慮した対策を講ずるものとする。

2 市及び市民等は、災害時要援護者の協力の下にその支援を行うために必要な情報の収集及び把握に努めるとともに、当該支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

3 避難所の施設を管理する者は、災害時要援護者に配慮した施設の整備に努めるものとする。

第5節 情報の収集、提供等

第14条 市は、災害時に備え、平常時からハザードマップ等の必要な情報を市民等及び事業者に提供するものとする。

2 市は、災害時に備え、防災に関する災害情報を円滑に伝達するための基盤整備に努めるものとする。

3 市民及び事業者は、災害時に備え、防災に関する情報を自らが積極的に収集するよう努めなければならない。

第6節 文化財の保護

第15条 市は、平常時から市民等、事業者、国、県、文化財所有者及び専門家と連携し、文化財を地震による直接の被害及び火災から守るための体制の整備に努めるものとする。

第3章 応急措置及び復旧対策

第1節 応急措置及び復旧対策の実施

第16条 市は、災害が発生した場合においては、速やかに災害応急復旧活動を行うための体制を確立し、市民等及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講ずるものとする。

2 市民等、事業者及び災害ボランティア等は、災害が発生した場合においては、相互に連携し、かつ、補完し、次に掲げる事項その他必要な処置の実施に努めなければならない。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止及び初期消火
- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送等
- (4) 災害時要援護者の避難支援
- (5) 避難者の誘導
- (6) 避難所の運営協力
- (7) 給食及び給水活動
- (8) 建築物及び宅地の応急危険度判定への協力

第2節 避難

第17条 市民は、災害に関する情報に留意し、危険を認知したときには自主的に避難するとともに、市、防災関係機関等から避難準備情報の提供又は避難勧告若しくは避難指示の発令があったときには、これに応じるものとする。

2 市民は、前項の避難を迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、平常時から避難場所及び避難所の所在並びに避難経路を確認しておくよう努めなければならない。

第3節 緊急輸送の確保

第18条 市は、災害が発生した場合においては、消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送を確保するため、車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、

国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うよう努めるものとする。

- 2 市民及び事業者は、災害が発生した場合においては、車両の通行規制その他の交通規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても、路上の危険を防止するとともに、緊急通行車両の通行の妨げとならないよう、車両の使用の自粛に努めなければならない。

第4節 災害ボランティア活動への支援

第19条 市は、災害が発生した場合においては、災害ボランティアによる被災者への支援活動の円滑な実施を支援するため、活動拠点の提供や情報の共有等に努めるものとする。

- 2 市民、事業者及び市は、災害が発生した場合においては、災害ボランティアによる活動に対して必要な協力をするよう努めるものとする。

第5節 帰宅困難者の支援

第20条 市及び事業者は、災害が発生した場合においては、来所者、従業員、通学する者、旅行者等の円滑な帰宅又は避難を支援するために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 復興対策

(市の復興対策)

第21条 市は、災害により市内に甚大な被害を受けたときは、国、県、防災関係機関、市民等、事業者、災害ボランティア等と協力し、被災地の復興に努めるものとする。

- 2 市は、前項の場合には、円滑な市民生活の再建及び被災地の復興を図るため、災害復興計画を策定し、その対策を実施するものとする。

(市民等及び事業者の復興対策)

第22条 市民等及び事業者は、相互に協力して速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興に努めなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、市の実施する復興対策に協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。